

医療法人 友愛会 訪問看護ステーションゆうあい 重要事項説明書

1、事業所の概要

事業所名 医療法人友愛会 訪問看護ステーション ゆうあい
所在地 〒069-0806 江別市新栄台 46 番地 1
連絡先 (011)380-5678 FAX (011)380-5677

2、職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者(看護師)	業務全般管理	1名
訪問者(看護師)	サービス提供	4名(管理者も含む)

3、営業時間 24時間対応体制を整えております

営業時間	月～金曜日 (9時～17時30分) 土曜日 (9時～12時30分)
休業日	土曜日(12時30分以降)、日曜日、祝日 年未年始(12月29日～1月3日)

4、サービス内容

1)訪問看護は利用者の居宅において看護師が、主治医の指示と、ケアマネージャーの作成するケアプランに沿って看護を提供するサービスです。

医療保険の適応者

① 厚生労働大臣が定めるもの

末期がん、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞踏病、進行性筋ジストロフィー
パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)、多系統委縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症及びシャイドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、脊髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

② 急性増悪期(特別訪問看護指示書期間)

③ 40歳未満または40～65歳未何で介護保険対象外の特定疾患の方。

④ 65歳以上で介護保険の要介護認定で自立判定された方。要介護認定の申請をしていない方。

サービスの詳細

・病状・全身状態の観察	・清拭、洗髪等の清潔保持の介助	・リハビリテーション
・褥瘡の予防対策、処置	・食事及び排泄等の日常生活援助	・ターミナルケア
・認知症の看護	・療養生活や介護相談に応じます	・カテーテル等の管理
・その他 医師の指示による医療処置		

2)事業者は、利用者の希望する日程を確認し訪問看護サービスを提供します。

5、利用者負担金

利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額となります。

6、サービスに関する相談・苦情窓口

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話:(011)380-5678 FAX:(011)380-5677

当事業所以外に、市役所、北海道の苦情窓口にも相談・苦情を伝えることができます。

・江別市役所(健康福祉部介護保険課) 電話:(011)381-1067(直通)

・北海道国民健康保険団体連合会 電話:(011)231-5161

7、緊急時および事故発生時の対応方法

緊急時および事故発生時にあつては、緊急対応のうへ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。

当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業者にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業者は訪問看護事業者総合補償制度に加入しています。

8、秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は、固く保持します。

事業者が退職後、在職中に知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

9、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
- 2) 成年後見制度の利用を支援します。
- 3) 苦情解決体制を整備しています。
- 4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- 6) 虐待の防止のための指針を作成します。

10、その他

サービスの提供の際、事故やトラブルを避けるため、次の事項に御留意ください。

- 1) 看護師は年金の管理、金銭の貸借など、金銭の取り扱いはいたしかねます。
- 2) 高齢者医療確保法により、看護師は利用者の心身機能の維持回復のために療養上法の世話や診療の補助を行うことと定められており、同居家族に対する訪問サービスは禁止されています。
- 3) 看護師に対しての贈り物や飲食等のもてなしは、御遠慮させていただきます。